

## 優先利用申請について

サーラグリーンアリーナでは大会・催事利用のための優先予約受付を行っております。

優先利用申請には条件があります。

予めサーラグリーンアリーナへお問い合わせをしていただき、優先利用願の提出をお願いします。



第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先)

年 月 日

指定管理者

公益財団法人浜松市スポーツ協会会長

住所

(所在地)

氏名

印

(名称及び代表者)

電話 ( )

### 浜松市浜北総合体育館優先利用願

浜松市浜北総合体育館の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市総合体育館条例施行規則第2条第2項により願い出ます。

記

利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 月 日 ( ) 時 分
利 用 施 設	メインアリーナ (全・2/3・1/2・1/3) サブアリーナ (全・1/2) 会議室 (第1・第2・第3) 軽体操室 控室 放送室
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他( )
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒

連絡先 (自 宅)

氏名

電話番号 (携帯電話)

利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出し利用料金を納付します。
2. メインアリーナ利用の場合は、優先利用許可後、2週間以内に予納金を納付します。
3. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
4. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
5. 後納の必要がある場合は、速やかに後納申請書を提出いたします。
6. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
7. 利用当日の備付物品、空調、照明利用料につきましては、請求があり次第速やかにお支払いたします。
8. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所 長				
				年 月 日 印

(あて先)

年 月 日

指定管理者

公益財団法人浜松市スポーツ協会会長

住所

(所在地)

氏名

印

(名称及び代表者)

電話 ( )

### 浜松市浜北平口サッカー場優先利用願

浜松市浜北平口サッカー場の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市運動広場条例施行規則第2条第2項により願い出ます。

記

利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 月 日 ( ) 時 分
利 用 施 設	サッカー場 (全・3/4・1/2・1/4) スポーツ広場 (全・3/4・1/2・1/4) 本部室兼会議室 選手控室 (1・2) 審判室
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・その他( )
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒

連絡先 (自 宅)

氏名

電話番号 (携帯電話)

#### 利用にあたり次のことを厳守いたします。

- 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出し利用料金を納付します。
- 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
- 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
- 後納の必要がある場合は、速やかに後納申請書を提出いたします。
- 利用日の1箇月前に、施設側と必ず利用打合せをいたします。
- 施設及び備付物品並びに照明利用料につきましては、請求があり次第速やかにお支払いたします。
- 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先) 年 月 日

指定管理者

公益財団法人浜松市スポーツ協会会長

住所  
(所在地)

氏名  
(名称及び代表者)

電話 ( )

印

### 明神池運動公園優先利用願

明神池運動公園の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市都市公園条例施行規則第4条第2項により願い出ます。

記

利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 月 日 ( ) 時 分
利 用 施 設	野球場 (全部使用・一部使用) 会議室 庭球場 (全面・A面・B面・C面・D面・E面・F面) 本部室
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他( )
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒  
氏名

連絡先 (自 宅)  
電話番号 (携帯電話)

#### 利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出し利用料金を納付します。
2. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
3. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
4. 後納の必要がある場合は、速やかに後納申請書を提出いたします。
5. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
6. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先) 年 月 日

指定管理者

公益財団法人浜松市スポーツ協会会長

住所  
(所在地)

氏名  
(名称及び代表者)

電話 ( )

印

### 浜松市浜北体育館優先利用願

浜松市浜北体育館の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市総合体育館条例施行規則第2条第2項により願い出ます。

記

利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 月 日 ( ) 時 分
利 用 施 設	競技場 (全面・北面・南面) 軽スポーツ室
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他( )
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒  
氏名

連絡先 (自 宅)  
電話番号 (携帯電話)

#### 利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出し利用料金を納付します。
2. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
3. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
4. 後納の必要がある場合は、速やかに後納申請書を提出いたします。
5. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
6. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先)

年 月 日

指定管理者

公益財団法人浜松市スポーツ協会会長

住所

(所在地)

氏名

(印)

(名称及び代表者)

電話 ( )

### 浜松市浜北武道館優先利用願

浜松市浜北武道館の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市武道場条例施行規則第2条第2項により願い出ます。

記

利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 月 日 ( ) 時 分
利 用 施 設	柔道場 (全面・北面・南面) 剣道場 (全面・北面・南面) 弓道場 (全面・東面・西面) 会議室
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他( )
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒

連絡先 (自 宅)

氏名

電話番号 (携帯電話)

#### 利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出し利用料金を納付します。
2. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
3. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
4. 後納の必要がある場合は、速やかに後納申請書を提出いたします。
5. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
6. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局	スポーツ協会総務課			回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先) 年 月 日

指定管理者

公益財団法人浜松市スポーツ協会会長

住所

(所在地)

氏名

印

(名称及び代表者)

電話 ( )

### 浜松市サンライフ浜北優先利用願

浜松市サンライフ浜北の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市総合体育館条例施行規則第2条第2項により願い出ます。

記

利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 月 日 ( ) 時 分
利 用 施 設	体育室、会議室、和室、研修室、講習室
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他( )
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒

氏名

連絡先(自宅)

電話番号(携帯電話)

#### 利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出し利用料金を納付します。
2. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
3. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
4. 後納の必要がある場合は、速やかに後納申請書を提出いたします。
5. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
6. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先) 年 月 日

指定管理者

公益財団法人浜松市スポーツ協会会長

住所

(所在地)

氏名

印

(名称及び代表者)

電話 ( )

### 梶池緑地優先利用願

梶池緑地の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市都市公園条例施行規則第4条第2項により願い出ます。

記

利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 月 日 ( ) 時 分
利 用 施 設	多目的広場
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他( )
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒

氏名

連絡先(自 宅)

電話番号(携帯電話)

### 利用にあたり次のことを厳守いたします。

- 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出し利用料金を納付します。
- 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
- 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
- 後納の必要がある場合は、速やかに後納申請書を提出いたします。
- 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
- 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先) 年 月 日

指定管理者

公益財団法人浜松市スポーツ協会会長

住所

(所在地)

氏名

印

(名称及び代表者)

電話 ( )

### 御馬ヶ池緑地優先利用願

御馬ヶ池緑地の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市都市公園条例施行規則第4条第2項により願い出ます。

記

利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 月 日 ( ) 時 分
利 用 施 設	多目的広場 庭球場 (全面・A面・B面)
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他( )
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒  
氏名

連絡先 (自 宅)  
電話番号 (携帯電話)

#### 利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出します。
2. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
3. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
4. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
5. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先) 年 月 日

指定管理者

公益財団法人浜松市スポーツ協会会長

住所

(所在地)

氏名

印

(名称及び代表者)

電話 ( )

### 天竜川運動公園優先利用願

天竜川運動公園の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市都市公園条例施行規則第4条第2項により願い出ます。

記

利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 月 日 ( ) 時 分
利 用 施 設	第1野球場 (全面・A面・B面) 第2野球場 (全面・A面・B面)
	第1ソフトボール場 (全面・A面・B面) 第2ソフトボール場
	第3ソフトボール場 (全面・A面・B面・C面・D面)
	第4ソフトボール場 (全面・A面・B面) 第1サッカー場 第2サッカー場
	陸上競技場 第1緑地 第2緑地
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他( )
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒

氏名

連絡先 (自 宅)

電話番号 (携帯電話)

利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出します。
2. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
3. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
4. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
5. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。

第3号様式

スポーツ協会事務局		スポーツ協会総務課		回 議
常務理事	事務局長	課 長		
				下記の理由で 受 理 不受理 します。
所長				
				年 月 日 印

(あて先) 年 月 日

指定管理者

公益財団法人浜松市スポーツ協会

住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者)

印

電話 ( )

### 天竜川大平運動公園優先利用願

天竜川大平運動公園の利用にあたり、次のとおり優先利用の取扱いを受けたいので、浜松市都市公園条例施行規則第4条第2項により願い出ます。

記

利 用 日 時	年 月 日 ( ) 時 分～ 月 日 ( ) 時 分
利 用 施 設	多目的広場 庭球場 (全面・A面・B面・C面・D面) ゲートボール場
利 用 目 的 (行事の名称)	
利 用 内 容	スポーツ・文化イベント・集会・スポーツ興行・展示、販売・その他( )
利 用 人 員	人
優先利用を 希望する理由	

連絡責任者 住所 〒  
氏名

連絡先 (自 宅)  
電話番号 (携帯電話)

### 利用にあたり次のことを厳守いたします。

1. 優先利用許可後は、速やかに利用許可申請書を提出します。
2. 優先利用許可後は、第三者への権利の譲渡はいたしません。
3. 優先利用許可後は、利用の取消しは原則いたしません。
4. 利用日の1箇月前に、館側と必ず利用打合せをいたします。
5. 選挙等特別な事業が入った場合は、双方で日程の変更等調整を行います。